

新座市変動型最低制限価格制度事務取扱要領

(令和4年3月3日市長決裁)

新座市変動型最低制限価格制度事務取扱要領（平成19年3月30日市長決裁）の全部を改正する。

(要旨)

第1条 この要領は、新座市が発注する業務委託（建設工事に係る設計、調査及び測量業務を除く。以下同じ。）の競争入札を執行するにあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により設定する最低制限価格の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格を設定する対象は、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が100万円以上の業務委託に係る競争入札とする。

(最低制限価格の設定)

第3条 業務委託における最低制限価格について、新座市契約規則（昭和50年新座市規則第15号）第24条の市長が別に定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 最低制限価格は、入札価格によって変動する方法により、設定することとする。
- (2) 最低制限価格は、対象となる入札における有効な入札価格（予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含まない。以下この条において同じ。）以下かつ予定価格の85%以上の額）のうち最低の価格から一定割合（応札者の3分の1とし、その数に1未満の端数があるときは、その端数は切り上げる。）の平均価格の90%（1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の額と、予定価格の85%（1円未満の端数があるときは、その端数は切り上げる。）の額を比較し、いずれか大きい額とする。

(入札参加者への周知)

第4条 競争入札を行うに当たり最低制限価格を設定するときは、当該入札に係る公告又は指名通知に、当該入札に関し最低制限価格が設定されていることを明示するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から実施する。
- 2 改正後の新座市変動型最低制限価格制度事務取扱要領の規定は、この要領の実施の日以後に入札公告又は指名通知をするものについて適用し、同日前に入札公告又は指名通知をしたものについては、なお従前の例による。